平成２２年（フ）第１１９４号
千葉県市原市五井東２丁目13番地６　サンシャイン五井301
債務者　吉田　和枝
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４５４号
新潟市中央区東万代町７番14号
債務者　伊藤　彰英
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５３２号
新潟市中央区近江２丁目23番２号
債務者　湯浅　理枝
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５３６号
新潟市西区大野町3460番地４　さつき荘、前住所宮城県柴田郡大河原町字新桜町12番地７コーポやすらぎ102号
債務者　木口　　武（旧姓高澤）
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５３８号
新潟市江南区袋津1872番地３
債務者　村田　　忍
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５４７号
新潟市東区石山１丁目３番17号
債務者　五十嵐優美
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５５６号
新潟市東区牡丹山２丁目10番５号　赤道ココット101号、前住所新潟市東区寺山２丁目８番14号
債務者　田中　杏理
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５５８号
新潟県燕市吉田新田町７番６号
債務者　治田喜美子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５７９号
新潟市中央区女池３丁目34番10号　グランフォーム女池107号、前住所新潟市北区早通北２丁目６番３号　メゾンシャルマン201号
債務者　岩名　一義
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３０号
新潟県佐渡市和木381番地
債務者　畠山かおり
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２２年（フ）第３１号
新潟県佐渡市八幡2127番地１　リブロング５号
債務者　金子　憂香
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２２年（フ）第３７３号
愛知県一宮市北方町北方字下本郷二92番地
債務者　江藤　恵子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１３２１号
京都市伏見区桃山町大島41番地の53
債務者　木戸　純次
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５７４号
京都市中京区壬生仙念町10番地２　ルピエ四条710
債務者　由利　規修
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６３５号
京都府宇治市大久保町平盛91番地の１　府営西大久保団地40棟306号
債務者　前田　修徳
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５４号
京都府綾部市上延町前田３番地の５
債務者　中場久美子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第９９３号
大阪府松原市天美南５丁目19番17号
債務者　安田　　勝
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係